第２回　黒部市議会議員政治倫理審査会　摘録

開催日時　令和８年４月７日（火）　午前９時００分から午後０時４４分
開催場所　黒部市役所４階　第２委員会室
出席者【審査会】

委員長　辻　泰久　副委員長　長谷川恵二　委　員　橋詰真知子
委　員　野村　康幸　委　員　古川　和幸　委　員　大辻　菊美
委　員　中村　裕一

【審査対象議員】

議　員　木島　信秋　議　員　高野　早苗　議　員　中野　得雄
議　員　家敷　誠貴　議　員　成川　正幸　議　員　柴沢　太郎
議　員　松倉　孝暁　議　員　新村　文幸

【オブザーバー】

議　長　柳田　守

議会事務局長　神保　竜　議事調査課長　橋場　和博
議事調査課課長補佐　笹原堅太郎　議事調査課庶務係長　松澤香陽子
議事調査課主任　前原健志郎

１　開　会

委員長から

・質疑における注意点の確認あり。

（委員）異議なし

２　審査対象委員への事情聴取

※ 審査請求人を「請求者」として記載している。

※ 審査対象議員を「議員①～議員⑧」として記載している。

（議員入室　着席　質疑開始）
【議員①に対する質疑】

委員：（市議団から提出された調査要求書において）「市情報公開条例に基づいて」となっているが、条例に基づく適正な請求になっているとお考えか。
議員①：この調査要求の対象としている「市幹部職員に実施したアンケート」（以降、「アンケート」と記載）は、全く全容（５W1H 等）がわからない中、まず、どういったものであったのか、まず、実態を明らかにしようという考えのもと行ったもの。
委員：要求方法として、適正（要求形式として整っている）とお考えか。
議員①：普段の議員活動と同様の形のものとして要求したもの（口頭で職員に質問し回答してもらっているといった一連の通常の議員活動として）。条例に基づいているかと問われると法律の専門家ではないので、わかりかねる（条例に詳しく把握していない旨の発言あり）。今回は、一人一人となると調査の全容を明らかにしたい議員が多数であった。議員ごとにとなると時間も要すると考えたため、まとまって行ったもの。
委員：その要求書を渡した場（状況：議員応接室において報道陣がいる中）で、請求人から、「もう応じられません」という明確な返答があったと確認しているはずだが現時点どうお考えか。
議員①：３月９日の何日か前に、事前に私と他議員２名の３名で、議員応接室にて請求人に対し、アンケートの全容について、丁寧な回答を求めた。その時、請求人は、「議会の議決を得てないので、当局とすれば、答える必要はありません。」きっぱりとしたお断りだった。その対応を受け止める必要を認識しつつも、その場では納得できるものではなかった。理由として、アンケートの全容が全く分からない状態で、何も審査できない。アンケートの実施等について口頭で聞いたことは、請求人 1 人の職務権限で行ったということ。本来は、副市長、総務管理部長、総務課長の 3 名で行っていることを。「請求人 1 人の職務権限で行ったこと」が、越権ではないかとその場では伝えた。請求人は職務権限での実行は適正とのことであった。その場はそこで終わった。それで、後日、調査要求書を渡したときに、再度、情報の公開を口頭でも求めた。その場においても、「議決を得ていない要求であることから、私からはそれを公開する義務はありません」と、請求人は申された。
委員：その調査要求書を請求人に手渡した場において、３月 23 日まで請求人からの回答ない場合は、地方自治法第 100 条に規定する議会の調査権限に基づき実施する調査を行う特別委員会いわゆる「百条委員会」を設置すると申された。期日までに請求人からの回答ない（調査要求書に記載する内容に対し、請求した議員が満足のいく回答がない）ことは薄々分かっていたと思われる。その後で百条委員会設置の動議を出すということを報道の取材に対し発言された議員がいたが、結果的に動議には至らなかった。その件に関して現時点では、どうお考えか。
議員①：私共に対し、請求人からの対応が、紳士的なものとなるのであれば、百条委員会設置

にかかる動議は見送りますということを最後に伝えたのであって、最初から百条委員会設置の動議を出しますとは言っていない。それは誤解のないようにお願いする。
委員：そのお話は、調査要求書に連名する８名の総意として行ったということではないのか。
議員①：総意であるが、実際には代表して、私が言ったわけである。応答にも、私が責任を持つという立場ということは、ご理解いただきたい。

委員：まず一つ目、今回の調査要求は議会の議決や委員会決定に基づかないものであったのは事実か。
議員①：従来の議員活動の範囲内で行ったもの。今までも職員に対する情報提供や状況確認なども議決や委員会で決定して行っていない。今回、この調査要求書の提出が、市政治倫理条例に抵触するか審査されるのか不思議に思う。そんなに大きな問題を起こしたわけでない。「アンケートの内容を少し確認させてもらえないか」という思いで調査要求を行ったもの。
委員：私がお伺いしているのは、議決に基づいているものなのか、委員会決定に基づいているものなのかどうかということでありまして、それについては議決に基づいたものではないこんなに大事になるとは思いもしなかった。　ただ、議会議決や委員会の決定に基づいたものではないことは事実。
委員：続いて、今回の調査要求を提案し、主導したのは誰ですか。
議員①：特定の誰かではなく、８名で話し合った結果、連名としている。主導したとかは、ちょっとそれは過激すぎではないか。逆に、それは私からは言えない。
委員：はい、提案主導者は、言えないということですね。それでは、当日、議員応接室には報道陣もいたと請求人から確認しているが、報道陣を伴って、調査要求書を渡されたのは、請求人に心理的圧力をかけるためですか。
議員①：主導者の件ですが、８名全員がアンケートの全容を明らかにしてほしいと思いますよ。（４月市長選挙の公平性を損なうかどうかの）審議を行う場合に、アンケートの全容が明らかでなければ、何の審議もできない。最終的には私が決定したことだが、決定に至るまでのプロセスは「全員で」である。加えて、報道陣が会場に詰めていた件は、密室で秘密裏になるのは良くないと考え、情報提供を行ったから。それが威圧的だ、請求人や委員がお考えなら、それは考え方の個人差だと思う。当日状況を当事者に確認してみてほしい。私は、淡々と調査要求書の内容を読み上げた。それが威圧的であったというのは、驚きだ。罵倒や大声もない。威圧するつもりもしたつもりもない。
委員：報道陣を呼んだのは、公開するという目的であったということか。請求人は相当な威圧を感じていたようだが。
議員①：誤解を招く表現は控えてほしい。請求人に威圧的な気持ちはない。先ほどから再三申しているように、アンケートの全容を少しでも明らかにしてほしいとう思い。明らかにしてもらえませんかと。審議するには、それがないと審議できないじゃないですか。

委員：心理的圧力をかけるためではなかったとのお答えですね。わかりました。それでは次、期限内（３月２３日）までに回答が無ければ、「百条委員会の設置」というふうに他の議員が言ったことは脅迫に当たると思わないか。
議員①：それは、本人に確認いただきたい。
委員：議員には、市職員を呼出して調査を要求する権限があるとお考えか。
議員①：委員は、何か調査するときに、職員に会派室まで来てもらうことはないですか。
委員：私は、職員に質問するときは、窓口に出向きます。私が確認しているのは、今回の調査要求。調査を強要するほどの権限について、議員にその権限があるのかを確認している。
議員①：先ほども言ったように日常の議員活動と同様だと考える。今回の件が条例に抵触するとなったら、議員活動ができなくなってしまう。普段と違う内容だったわけではない。何度も説明しているが、アンケートの内容を少しでも明らかにできないかとお願いしたもの。請求人は、「できない」の一点張り。情報の漏洩についても請求人は、自ら報道にリークしていないとも申していた。しかし、報道に漏洩したということ、請求人が１人でアンケートを管理していた。そういう状況下では、請求人のところから何らかの経緯でアンケート内容が漏洩したと考えるしかないと思っている。
委員：次に入ります。今回の調査要求は、請求人への心理的圧力であり、議員による権力の濫用、過剰な要求とは考えないか。
議員①：委員は、請求人に対し、「威圧を行った」とさせたいという意図を感じる。そういったことは全く行っていない。請求人も１人の市民であり、市役所の職員の管理責任を担っていた。請求人が、職務として、1 人で行っていたと話しである以上、請求人が漏洩させていると考えなければ、辻褄が合わない。
委員：あくまでも審査請求書に基づいた事実の確認である。この審査請求に当たっては、請求に必要な市選挙人名簿に登載される有権者の総数の 1%、331 人を超える 812 人分の署名（有効署名数 796 名分）を添えて提出されている。その重みを鑑みて事実確認に関する質疑を行っている。議員①が言うような心持ちではない。私はここで事実を明らかにするために聞いています。
議員①：私も、事実確認のためにアンケートの内容を少しでも明らかにしてほしいと行動した。委員は、アンケート内容をご存じか。
委員：アンケート内容は存じ上げない。
議員①：みんながそういった状況で、この審査会で事情聴取されても答えようがないと考える。請求人を責めようとも、戒めようとも、罵倒しようとも、威圧しようとも思っていなし、行っていない。日常的な議員活動の一環であり、今回だけがこのようなことになっていることが不思議に思う。
委員：私は、議員①の事を審査請求内容に記載する事項に該当すると決めつけているわけではない。請求人に確認したことと今回の供述に気になる点がないか確認しているだけ。
議員①：一つだけ申し上げるが、当日その場には委員はおられなかった。その話とこの話は一

緒のこと。
委員：ですから、請求人から聞いた内容が正しいか、双方から確認しているのみ。
議員①：委員長、では、請求人の申すことが全部信用されるということになってるのではないか。そういうふうにしか取れない。
委員長：信用とかではなく、請求人が申した内容との違いを比較して、審査するためであり、確認をしている。
委員：審査請求書の中身について、議員①の当日や内容に対する認識を順に確認をしているだけ。今回の一連のことは、この黒部市議会議議員政治倫理条例の第３条第７号に抵触すると思うか。
議員①：この条例に関して、審査請求が提出されたことは重く受け止めている。しかしながら、何度も申し上げたように、日常の議員活動と同様の行動だと認識している。
委員：今回のこの審査請求書に添えられた署名数812名分をどのように受け止めているか。
議員①：署名をどのように集めたのか、約800名が自身の思いと行動で署名されたのか、信用性に疑いを持っている。

委員：2 点について伺う。「過剰な要求」、「威圧」があったと審査請求書に４点について記載されているが、事実と違うところがあるとお考えか。
議員①：先ほどお答えしたとおり。いつもと同じ議員活動と同様の行動だと考えている。請求人の主観も大きいと考える。
委員：ありがとうございます。次に請求人に対し、調査要望書を提出された際、報道も同席していたとの状況であるが、報道等の内容は事実と相違ないか。
議員①：報道にどういったことが出ているのか。
委員：参考資料の前回の第１回目の政倫審の記事には、請求人は威圧感や脅しと感じる状況であったとある。第１回目の資料である新聞記事には、アンケートの正当性の調査をしてほしいということの要求や、強い口調で職員に対して指導する、市長を擁護されたことが掲載されています。この部分の事実確認です。
議員①：事前に３名で請求人と面談したときも、ただ、アンケートの内容について、少しでも明らかにできないものかと依頼しただけ。それを条例に抵触するとなると議員活動が停滞する。受け取り方に個人差がある。市長のコメントについての記事に関しては、わからない。

委員：一つだけ。いつも同様の議員活動の範疇で行ったのであれば、いつも通り、口頭で依頼するとか文書で依頼することで、足りたはず。議会応接室で、報道陣を呼び込んだ中で、請求人に調査要求書を手渡した理由や意図は。
議員①：調査請求書は「アンケートの全容を明らかにして、そのアンケートの違法性の審査」のためにということです。請求人は、パワハラ調査を行ったわけではないとも言っていた。市

長に現状を分かっていただきたく、アンケートを行った。
委員：ですから、調査要求書の提出だけでは不足だったのかと。別室で報道にまで情報提供を行って。礼儀を尽くしたともとれなくもないが。
議員①：密室で行われていないことを担保するため。新聞１社に事前に報告した。
委員：請求人から出された、今回の審査請求書を見ての感想は何かあるか。
議員①：確認したかったっていうのは、1 点だけ。アンケートの全容を少しでも明らかにしてほしいということ。それ以外については、請求人の個人的感情。罵倒や威圧していない。
委員：審査会は２回目であり、1 回目は請求人に確認した。請求人からは、普段とは違う状況であったと感じたということであった。
議員①：映像で確認できるはず。それを見れば、私の述べているとおりだと理解できるはずだ。あくまで、請求人が感じたということ。

委員：第1回目の審査終わった後、各社の報道映像ネット上で確認している。その上での質疑である。双方の意見を確認しているだけ。

委員：2 点お願いする。議会には本会議や委員会での質問権を行使して、まず問うことも可能だったのではないか。
議員①：市民生活が物価高で苦しいときにこのような内容で、質問している場合ではないと考えたため。予算の件でもめたようなことを繰り返してはいけない。市民生活に関して、もっと重要な事項を質疑するために質問を行うのが議員としての使命という考えであったため。
こういったことを質問にしても、市民生活の向上に直結しないと考える。
委員：2 点目です。議員①は議長経験を有しておられる。今回の調査要求書の提出に関し、これまでの議長としての経験上、適切であったとお考えでしょうか。
議員①：何度も申し上げたとおり、通常の議員活動と同様のことを行ったという認識のため、適切であったと認識している。ここまでの事になるとは考えもしなった。

委員：請求人は、議員７名に囲まれ、一方的に要求されたことを、過剰な要求あるいはおどしにも感じたと述べられており、そのことに関して、どうお考えか。
議員①：囲んでいない。請求人の受取り方の問題だと考える。勘違いが生じることもある。
声も荒げていない。そんなことする行うわけがない。
委員：800 名弱の署名が集まり、審査会の設置に至ったが、そのことに対してどうお考えか。
議員①：真摯に受け止める必要はあると考えている。ただ、署名者に伺うと目的を理解していない方もいたようだ。家族全員分の署名という形もあったと聞いている。

委員長：最後に言い洩らしなどあればどうぞ。

議員①：こういった場でこのようなことになっているのは、良いのか、悪いのか、複雑な心境である。審査会からの質疑には、真摯に応答した。黒部市をよりよくしたい、黒部市議会ももっともっと活発にしたい、そういう思いで議会が一緒になって、また頑張っていければ考える。

委員長：これをもって、議員①に対する質疑を終了する。

【議員②に対する質疑】
（議員②　入室　着席　質疑開始）

委員：2 点について伺う。「過剰な要求」、「威圧」があったと審査請求書に４点について記載されているが、事実と違うところがあるとお考えか。
議員②：事実とは違う。普段は、依頼したら応じてもらっている。普段と同じ感覚であった。普段は個人や会派で依頼すれば対応はある。多数が同じことを依頼するより、まとめて整理して依頼したということ。罵倒や威圧を与えるようなことはしていない。請求人の感覚であり、個人によって差はある。
委員：請求人から確認したことを聞いている。日常的な議員活動の範囲内というのは、私共でも会派などで行うこともあり、理解できる。しかしながら、当日、報道も同席している。これは、いつも行っていないと思いますが、どういうことか。
議員②：透明性の確保のために必要と考える。

委員：議員①にも伺ったが、いつも同様の議員活動の範疇で行ったのであれば、いつも通り、口頭で依頼するとか文書で依頼することで、足りたはず。議会応接室で、報道陣を呼び込んだ中で、請求人に調査要求書を手渡した理由や意図は。改めて確認する。
議員②：隠す必要もないし、議員応接室という公の場と考えている。
委員：2 回同様の依頼を行っているということを確認したが。
議員②：はい。2 月 25 日。回答はしないとあった。
委員：3 月 23 日まで 2 回目となる調査要求書に対して、何らかの回答がなければ、「百条委員会を設置する」と述べられた議員の意図（設置の動議する）はどうお考えか。
議員②：その時点で、市長が、第三者委員会を設置するといったので、百条委員会の設置は見送ったのではないか。
委員：それで動議は出されなかった。それは市長の発言があったからか。そういう理由か。
議員②：動議は出さないと仲間から聞いた。理由などは把握していない。
委員：市長が第三者委員会を設置するとなったから動議を出さなかったということか。
議員②：わからない。

委員：2 点お願いする。議会には本会議や委員会での質問権を行使して、まず問うことも可能だったのではないか。
議員②：議員①と同様に市民生活に関することが最重要であると考えるから。

委員：2 点目です。議員②は議長経験を有しておられる。今回の調査要求書の提出に関し、これまでの議長としての経験上、適切であったとお考えでしょうか。

議員②：適切であったと認識しているのに、なぜ、ここまでの事になったのか知りたい。

委員：請求人は7名に囲まれ一方的に要求された。またそれは、過剰な要求であり、おどしにも感じたとのこと。そのことに関して、どうお考えか。
議員②：議員応接室であり、報道もいるということで、関心が高い内容であると考えていた。
当日同席した理由は、調査要求書に連名していたから。ただ、発言は一切していない。
委員：約800名の署名とともに審査請求書が提出され政治倫理会の設置に至っておるが、このことに関して、どうお考えか。
議員②：署名を直接確認していないため、正直わからない。

委員：今回の調査要求は議決に基づいていないというのは認識しているか。
議員②：はい。
委員：今回の調査要求を提案したのは誰か。
議員②：皆での話合いのもとだった。
委員：当日、報道陣をそろえて待ち構えていたのは、職員に心理的圧力をかけるためか。
議員②：透明性の担保と考えている。
委員：期限内までに回答がなければ、百条委員会の設置動議を出すとほかの議員が言ったことは脅迫に当たると考えるか。
議員②：いいえ。多分、請求人はその時退室していたと記憶している。
委員：議員には、市職員を呼出して調査を強要する権限があると考えるか。
議員②：質問や依頼は通常の議員活動の範囲内であり、請求人に対し、それ以外の考えはなかった。担当者へ確認する範囲だと考えている。
委員：今回の調査要求は、職員への心理的圧力であり議員による権力の濫用や過剰な要求に当たると考えはないか。
議員②：ない。（当たらないと考える。）
委員：今回の一連のことは、黒部市議会議員政治倫理条例第3条第7号に抵触すると思うか。
議員②：今悩んでいる。
委員：議員②はこの条例の制定時、議員でしたね。
議員②：はい。
委員：今回の審査請求書には、議決に必要な有権者総数の1%の331人を超える812人分の署名が添えられ、この重みをどのように受け止めているか。
議員②：それだけ集まったのだと思う。（コメントしようがない）

委員：議員①への質問なかで、事前に議員②ともう一人との3名で、同様の趣旨の申入れを、行ったとのことは事実か。

議員②：いきなり全部（８名）できちんと伝わらないのではという考えがあった。まず代表して３名で行った。
委員：では、なぜ改めて７名で、しかもマスコミお呼びになって行ったのか。
議員②：市民からのアンケート件で、どうして漏洩したかのかという意見がたくさんあったから。市民の関心が高い内容だったから。3 名での依頼時には回答は得られなかった。今一度、依頼が必要だろうという考えで行った。調査要求書は整理した方が良いだろうという考えで用意したもの。
委員：意図は理解できるが、方法が適切でなかったとは思う。最後に先ほどね、請求人が退室してから、他の議員が百条委員会設置に関する発言を行ったとあったが、先ほど議員①にも確認したが、「百条委員会の設置の動議」は、連名の８名全員の総意だったということか。
議員②：そう認識している。スケジュール的に。
委員：議員②はそのことに賛成するつもりであったのか
議員②：はい。

委員長：議員②に対し、今までの中で、何か言い漏らしたこととあれば、簡潔にどうぞ。
議員②：ない。

【議員③に対する質疑】
（議員③　入室　着席　質疑開始）

委員：2 点について伺う。「過剰な要求」、「威圧」があったと審査請求書に４点について記載されているが、事実と違うところがあるとお考えか。
議員③：すべて事実とは違う。当然の議員活動としての行動という認識。この４点に該当することは行っていない。罵倒や威圧を与えるようなことはしていない。

委員：従来通り文書または口頭で済むのではと思う。報道陣を招き入れて、議会応接室で請求人に要求書を渡した意図は何かあったのか。
議員③：報道の方には連絡した。当日の前に請求人に対し、威圧感を与えないようにということで、その何日か前に、3 名が応接室で経緯を説明してもらえませんかと請求人に依頼した。そういった中で、こちらが思うような回答が得られなかった。それで、書面でのいつもの議員活動で依頼する、議員として当然なことを行ったという認識。特別な意図はない。
委員：調査要求書を渡す前の事前の依頼にも請求人は１名で対応していたのか。
議員③：1 名と聞いている。
委員：次に、3 月 23 日までに再度、回答がなければ、百条委員会を設置すると述べられた意図は何ですか。
議員③：調査権を行使しますということ。それの事務的な説明したまでのこと。
委員：それで、回答が得られていないが動議を起こさなかった理由はどうして。
議員③：予算が特別委員会で否決されたという経緯もあり、こういうことをやっている場合じゃないだろうということで動議は出さなかった。市長からのパワハラの第３者委員会の設置の発言もあったので、そういったことはそこで審議すべきと考えたため。
委員：予算が特別委員会で否決されたから、動議を出している場合ではなかったとのことだからですね。分かりました。

委員：今回の調査要求は議決に基づいていないというのは認識しているか。
議員③：はい。議員として認められた当然の行動と認識している。
委員：今回の調査要求を提案したのは誰か。
議員③：皆での話合いのもとだった。誰が最初かはわからない。
委員：当日、報道陣をそろえて待ち構えていたのは、職員に心理的圧力をかけるためか。
議員③：いいえ。
委員：期限内までに回答がなければ、百条委員会の設置動議を出すとほかの議員が言ったことは脅迫に当たると考えるか。
議員③：いいえ。事務的な説明と認識している。

委員：議員には、市職員を呼出して調査を強要する権限があると考えるか。
議員③：呼び出したわけでなく、強要しておらず、依頼した。議員は、市民の代表。市民が違和感を感じることに関して、調べる場合、その都度議決していない。まず、直接担当課との話合いの後、資料等の依頼や調査の上、議会で質問を行うが、今回の内容は、そこまで至っていないので、議会で大げさなやり方で事を大きくして、請求人を困らせようといった意図は全くない。
委員：今回の調査要求は、職員への心理的圧力であり議員による権力の濫用や過剰な要求に当たると考えはないか。
議員③：ない。（当たらないと考える。）今回のことがそうであるならば、議員として活動ができなくなる。
委員：今回の一連のことは、黒部市議会議員政治倫理条例第3条第7号に抵触すると思うか。
議員③：思わない。著しくですね、議員としての質を下げるようなことを行っていないと考える。行政に対して、おかしいな、不信だな、調べてほしいなということを、説明を求めただけで、「政倫審」をやられると、説明すら求めることができなくなると思う。
委員：今回の審査請求書では、黒部市議会議員政治倫理条例第3条7号、その中身は、「 その地位を利用して、ハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。）、嫌がらせ、威圧的な言動、過剰な要求その他の人権を侵害する行為をしないこと。」と規定されている。これに抵触はしないというふうにお考えということですね。
委員：議員③はこの条例の制定時、議員でしたね。
議員③：はい。
委員：今回の審査請求書には、議決に必要な有権者総数の1%の331人を超える812人分の署名が添えられ、この重みをどのように受け止めているか。
議員③：何も思わない。請求人が集めたものであるとの認識。このようなことが続けば、何も調査できなくなると思っている。

委員：議会には本会議や委員会での質問権が保障されているが、今回の件については、本会議や委員会での質問という手段もあったかと思う、あえて今回のような対応を選択された理由は何か。
議員③：この調査要求は通告締切の 2 日前ぐらいだったと記憶している。（実際は質問の３日前。）来年度の当初予算が否決されたとなると、市民生活に影響が大きいということを私たちの会派で話をした。
全然この市民に関係のない「アンケートの全容を明らかにすること」を議論することは、我々市民に対して失礼だと考えた。それより、やるべきこと質問するべきと。そういう意見で統一しましたので、質問権を用いた質問は行わないと決めたから。

委員：情報公開条例の趣旨を踏まえて、ではなく、情報公開条例を使って、情報の公開をしなかった理由は何か。
議員③：ここは関与していない。分からない。
委員：関与なしということは理解した。
委員：審査請求書に添付された有権者の署名について、２人事情を聴いた議員は署名に異議があるような認識であった。これには違和感があるが、どう考えるか。
議員③：前の２人の意見であり、私は、署名が集まって確認しただけのことと認識。それ以上もそれ以下でもない。
委員：それと、百条委員会の設置の件で、設置動議を出すと言われて、宣言があったのにも関わらず、当日、動議を出されなかった。これについてどう考えているのか。
議員③：もっと大切な市民生活に直結する議案の議決があったため。

委員：請求人は 7 人に囲まれ一方的に要求された事を過剰な要求おどしにも感じたとのことだが、そのことに関して、現在は、どう思うか。
議員③：参考人が恐怖心を覚えたと言っているかもしれないが、私たちは、罵倒したり脅したりといった行為はない。以上。

委員長：議員③は、何か言い残したようなことがあれば、簡潔に述べるように。

議員③：一言だけ。行政に対して、説明と調査を求めるのは、これを議員の当然の職務と私たちは理解している。今回の事が条例に抵触すると判断されれば、議員活動が著しく制限されることとなる。以上。

【議員④に対する質疑】
（入室　着席　質疑開始】

委員：2 点について伺う。「過剰な要求」、「威圧」があったと審査請求書に４点について記載されているが、事実と違うところがあるとお考えか。
議員④：一つ目は事実。事実関係の確認をしたのみ。２点目はこのアンケートは請求人の職務権限で実施されたものであり、その方以外問うことができない。３つ目は、請求人に対して要求書を提出したが、応対について、単独を指定していない。報道機関は透明性の確保のためと認識。四つ目の声高らかに宣言はしていない。
委員：報道機関同席によって透明性を高めたとのことだが、他の方法は取れなかったのか。
議員④：市への要望提出等でも報道等が同席することはあったかと認識しているため。
委員：予算に対する要望等と同じ認識ということか。
議員④：そうなります。

委員：従来通り文書または口頭で済むのではと思う。報道陣を招き入れて、議会応接室で請求人に要求書を渡した意図は何かあったのか。文書だけでも事足りたのではないか。
議員④：むしろ丁寧さを考えた上でこうなった。
委員：あなたが７名に囲まれ、１名で対応すると考えるとどうか。
議員④：今がまさにその状態。それがルールならば受け入れる。
委員：次に、3 月 23 日までに再度、回答がなければ、百条委員会を設置すると述べられた意図は何ですか。
議員④：その流れによっては、真実にたどり着けないこともあるので、市民の方も知りたいということもちろんある。数字だけがひとり歩きしてしまって、状況を心配する市民の声が私にも届いている。その中で、順序立てて、進めていく場合、百条委員会の設置ということも検討しかしていかなければならないと認識していた。
委員：この百条委員会設置は何のため。目的は何。
議員④：今回のこの情報漏えい、事実関係の確認など。あってはならないことについての事実確認。仮定の話は答えられない。
委員：個人ではなくアンケートに対してということか。
議員④：アンケートを行なったものに対して。
委員：それで、回答が得られていないが動議を起こさなかった理由はどうして。
議員④：基本的にはそういうものを開きたくない。一部でも回答がされれば問題はなかった。でも、ゼロ回答であった。百条委員会の設置を考えている中で、市長が、第三者委員会を設置する話となった。そこで真実をしっかりと明らかにするのであれば、負担を増やす必要はないと考えたため。

委員：第三者委員会の設置はどこから聞かれたのか。
議員④：報道だったと思う。会派が市長から聞いたとは認識していない。

委員：議会には本会議や委員会での質問権が保障されているが、今回の件については、本会議や委員会での質問という手段もあったかと思う、あえて今回のような対応を選択された理由は何か。
議員④：３月議会であり新年度予算をはじめ、審議するべきものがたくさんある中で、市民の生活、物価高の高騰などそちらのほうを優先した。アンケートに関する質疑は控えようと話し合って決定した。

委員：今回の調査要求は議決に基づいていないというのは認識しているか。
議員④：はい。議員として認められた当然の行動と認識している。
委員：今回の調査要求を提案したのは誰か。
議員④：皆での話合いで決定した。「誰が」はわからない。
委員：当日、報道陣をそろえて待ち構えていたのは、職員に心理的圧力をかけるためか。
議員④：透明性の確保のため。
委員：期限内までに回答がなければ、百条委員会の設置動議を出すとほかの議員が言ったことは脅迫に当たると考えるか。
議員④：いいえ。事務的な説明と認識している。
委員：議員には、市職員を呼出して調査を強要する権限があると考えるか。
議員④：呼び出したわけでなく、依頼した。部屋にきてもらうことも、窓口にいくこともある。単独で来るよう伝えていない。
委員：今回の調査要求は、職員への心理的圧力であり議員による権力の濫用や過剰な要求に当たると考えないか。
議員④：ない。（当たらないと考える。）いつもの議員活動と同様と考える。
委員：今回の一連のことは、黒部市議会議員政治倫理条例第３条第７号に抵触すると思うか。
議員④：思わない。
委員：議員④はこの条例の内容を把握しているか。
議員④：はい。１字１句ではないが。目を通した。
委員：今回の審査請求書には、議決に必要な有権者総数の 1%の 331 人を超える 812 人分の署名が添えられ、この重みをどのように受け止めているか。
議員④：たくさんの方が署名されたと思う。詳細はわからない。これ以上は答えられない。

委員：情報公開条例の趣旨を踏まえて、ではなく、情報公開条例を使って、情報の公開をしなかった理由は何か。

議員④：制度は認識しているが、従来の議員活動の範囲内という認識で行なえると考えた。
委員：３名が事前に申入れをした上で、再度、改めて、人数を増やして行なったのはなぜか。それだからことが大きくなったと考えるがどうか。再度、改めて申入れを行うことは、知っている限りない。
議員④：事前の申入れは知っていた。これは、事実確認の話し合いであったと認識。ですから、その後、申入れを７名で行なった。
委員：百条委員会の設置の件で、事務的な説明であったとのことだが、報道に向かってわざわざ事務的な流れを説明するものなのか。設置動議を出すと言われて、宣言があったのにも関わらず、当日、動議を出されなかった。これについてどう考えているのか。
議員④：出すことを検討といった内容だったと認識している。

委員長：議員④は、何か言い残したようなことがあれば、簡潔に述べるように。
議員④：私はいろいろ報道等ありましたけども、黒部市議会は 17 人で構成ということで、この後もずっと同じ立場で仕事をしていくっていうところを大事にしていきたいと思っている。今回の件は、何か禍根が残るとか残そうとか考えていない。今後こういったことの応酬は、私はやりたくない。

【議員⑤に対する質疑】
（入室　着席　質疑開始】

委員：2 点について伺う。「過剰な要求」、「威圧」があったと審査請求書に４点について記載されているが、事実と違うところがあるとお考えか。
議員⑤：誤認であると考える。
委員：どの点か。４項目について聞きたい。
議員⑤：一つ目。自治法９８条に規定するものではなく、普段の議員の認められた議会活動ということで認識。従来通りの活動であり、これが規定違反となると、何も活動できなくなる。
二つ目。そもそも情報漏えいという内部管理が不備だったということであるので、市当局側からしっかり審査すべき、調査すべきだと考える。
三つ目。報道機関が集まってくるのは、市民の関心が高い現れということ。その中で密室ではなく、議員応接室でやって、公の場であった。むしろ透明性が確保された。
四つ目。事前告知だと認識している。スケジュールを伝えたという認識。

委員：従来通り文書または口頭で済むのではと思う。報道陣を招き入れて、議会応接室で請求人に要求書を渡した意図は何かあったのか。文書だけでも事足りたのではないか。
議員⑤：むしろ丁寧さを考えた上でこうなった。「伝えた」、「伝わってない」を回避するため。
委員：あなたが７名に囲まれ、１名で対応すると考えるとどうか。
議員⑤：今がまさにその状態。それがルールならば受け入れる。
委員：次に、３月 23 日までに再度、回答がなければ、百条委員会を設置すると述べられた意図は何ですか。
議員⑤：期限を明確に伝えたという認識。
委員：前の４名は、会派も違っていたが、この内容は確認していたか。
議員⑤：話し合って決めた。
委員：この百条委員会設置は何のため。目的は何。
議員⑤：組織体制に関して。今回のこの情報漏えい、事実関係の確認など。市民の関心も高い。
委員：それで、回答が得られていないが動議を起こさなかった理由はどうして。
議員⑤：市長が、第三者委員会を設置する話となった。そこで真実をしっかりやるのであれば、二重の審査は不要と考えた。

委員：議会には本会議や委員会での質問権が保障されているが、今回の件については、本会議や委員会での質問という手段もあったかと思う、あえて今回のような対応を選択された理由は何か。

議員⑤：３月議会であり新年度予算をはじめ、審議するべきものがたくさんある中で、市民の生活、物価高の高騰など施策に前向きな質疑としたいと考えたため。
委員：議長経験を踏まえ、今回の行動は適正だと考えるか。他に手段はなかったか。
議員⑤：適正だと考えている。最善だと思う。

委員：多勢に囲まれ、一方的な要求に対し、過剰な要求、脅しとも感じたと請求人に確認した。今の気持ちはどうか。
議員⑤：脅しではなかった。少々報道の多さに驚いたが。
委員：８００名近い署名数に感じることは。
議員⑤：重く受け止めたいとは思うが、今の所大きな問題は感じていない。

委員：今回の調査要求は議決に基づいていないというのは認識しているか。
議員⑤：はい。
委員：今回の調査要求を提案したのは誰か。
議員⑤：皆での話合いで決定した。
委員：当日、報道陣をそろえて待ち構えていたのは、職員に心理的圧力をかけるためか。
議員⑤：透明性の確保のため。
委員：期限内までに回答がなければ、百条委員会の設置動議を出すとほかの議員が言ったことは脅迫に当たると考えるか。
議員⑤：いいえ。スケジュールの事務的な説明と認識している。
委員：議員には、市職員を呼出して調査を強要する権限があると考えるか。
議員⑤：個人を呼び出したわけでない。依頼した。単独で来るよう伝えていない。
委員：今回の調査要求は、職員への心理的圧力であり議員による権力の濫用や過剰な要求に当たる考えはないか。
議員⑤：ない。（当たらないと考える。）いつもの議員活動と同様と考える。
委員：今回の一連のことは、黒部市議会議員政治倫理条例第３条第７号に抵触すると思うか。
議員⑤：全く思わない。
委員：議員⑤は条例制定時議員でしたね。
議員⑤：はい。
委員：今回の審査請求書には、議決に必要な有権者総数の 1%の 331 人を超える 812 人分の署名が添えられ、この重みをどのように受け止めているか。
議員⑤：たくさんの方が署名されたと思う。ただ間違ったことを行なったわけではない。

委員：情報公開条例の趣旨を踏まえて、ではなく、情報公開条例の手続きに沿って、情報の公開をしなかった理由は何か。

議員⑤：制度は認識しているが、従来の議員活動の範囲内という認識で、任意調査として依頼した。
委員：調査要求書について議員③よくわからないですとの発言があった。連名者で内容検討を行なったのではないのか。
議員⑤：そう。
委員：３名が事前に申入れをした上で、再度、改めて、人数を増やして行なったのはなぜか。それだからことが大きくなったと考えるがどうか。一度目は通常の議員活動の範疇だと理解できるが、再度、改めて、場所や人数を変更して申入れを行うことは、知っている限りない。
議員⑤：事前の申入れは知っていた。これでも不可解な点が晴れなかった。ですから、その後、申入れを７名で正式に行った。
委員：百条委員会の設置の件で、請求人がその場で回答したはず。設置動議を出すと市民に向けて宣言があったのにも関わらず、当日、動議を出されなかった。これについてどう考えているのか。
議員⑤：確かに請求人は当日口頭で「答えられない」旨の回答があった。私たちもその場で口頭で言われてもという話思いがあった。それで、期日を設けて、事前に通告をしたということ。
委員：百条委員会の設置は、議員⑤の意図か。
議員⑤：全員の思い。

委員長：言漏らしなどあれば簡潔に述べよ。
議員⑤：私たちが求めているのは、やっぱり、情報漏えいはどうなっているのかということ。このままだと市役所の市民に対する信頼が薄れていくという思い。

【議員⑥に対する質疑】
（入室　着席　質疑開始】

委員：今回の調査要求は議決に基づいていないというのは認識しているか。
議員⑥：はい。任意のもの
委員：今回の調査要求を提案したのは誰か。
議員⑥：皆での話合いで決定した。
委員：当日、報道陣をそろえて待ち構えていたのは、職員に心理的圧力をかけるためか。
議員⑥：呼んでいない。注目されているから集まったのでは。
委員：期限内までに回答がなければ、百条委員会の設置動議を出すと議員⑥が言ったことは脅迫に当たると考えるか。
議員⑥：いいえ。
委員：議員には、市職員を呼出して調査を強要する権限があると考えるか。
議員⑥：あります。
委員：今回の調査要求は、職員への心理的圧力であり議員による権力の濫用や過剰な要求に当たると考えないか。
議員⑥：そうではない。
委員：今回の一連のことは、黒部市議会議員政治倫理条例第3条第7号に抵触すると思うか。
議員⑥：抵触しません。
委員：議員⑥は条例制定時議員でしたね。
議員⑥：はい。
委員：今回の審査請求書には、議決に必要な有権者総数の1%の331人を超える812人分の署名が添えられ、この重みをどのように受け止めているか。
議員⑥：重みはわからない。それだけの方が署名されたと思う。

委員：「過剰な要求」、「威圧」があったと審査請求書に４点について記載されているが、事実と違うところがあるとお考えか。
議員⑥：誤認であると考える。全てにおいて誤認。やましいことがなければ、請求内容のように感じるわけがない。理由を述べると、３名での事前打合せにおいて、請求人の説明には支離滅裂な点があった。であるので、百条委員会のことも申し上げた。この百条委員会の設置も見送っているだけ。

委員：従来通り文書または口頭で済むのではと思う。報道陣を招き入れて、議会応接室で請求人に要求書を渡した意図は何かあったのか。文書だけでも事足りたのではないか。

議員⑥：報道の件は、私は知らない。議員①だと思うが、１社ないし２社に連絡したのでは。当時は驚いたぐらい。
委員：次に、３月２３日までに再度、回答がなければ、百条委員会を設置すると述べられた意図は何ですか。
議員⑥：当初は、皆さんで協議の上、適切な回答がなければ、設置の動議を出すこととしていた、最終的に出すか出さないという判断になった際に、市長が自ら潔白を証明したいと、第３者委員会の設置のようなことを述べられたから。
委員：何のための百条委員会の設置を考えていたのか。
議員⑥：請求人、個人に対して。アンケートに関して請求人のみが内容を知っており、パワハラ目的でないと言いつつも、請求人一人の考えで行なったことが、パワハラとして一人歩きしてしまっている。また、請求人が厳重に管理するアンケートについて、新聞報道の前日、代行の運転手がその一部を知っていたとのことも耳にしている。これはなぜかと請求人確認したところ、驚いていた。また、別の方面から、今回のことを示唆するような情報も把握しており、おかしいことばかりなので、百条委員会で調査が必要だと、考えている。請求人しか知らないとされる情報なのだから、請求人に確認するしかない。
委員：質問権の行使によらなかったのはなぜか。
議員⑥：市民生活に直結した内容を質問権で問うべき。このような内容は本来議会でやるべきではないと考える。
委員：アンケート結果の数字に嘘があるとは思えない。この状況について、あまり大したことではないとお考えか。
議員⑥：アンケート内容を誰も知らない。内容があってその結果。内容を確認した上で、数字について判断すべき。誰かをおとしめるための設問という話もどこから聞いた。
委員：内容を知っているのか。
議員⑥：憶測。風の噂。では、アンケート内容を開示させることはできるでしょう。やろうよ。

委員：事前の申入れのどのような形で行なったのか。
議員⑥：事情確認、申入れではない。
委員：請求人はその場でも、回答できないともうされているはず。
議員⑥：事情確認だった。
委員：前の議員と食い違う。事前申入れののち、２回目の１０日の調査要求書の提出となった。２回の要求が過剰に当たると。同様の申入れを２度行なったのではないか。
議員⑥：同様の申入れではなかった。
委員：情報公開制度を用いなかったのはなぜか。
議員⑥：任意形式であったため。まずは調査要求書という形で。少し軽めに。
委員：情報公開制度も割と軽めに用いることが可能だと考えるが。制度によらなかったのは解

せない。
委員：百条委員会を設置の動議を出さなかったのは。宣言までしているのに。
議員⑥：宣言は行なった。協議の上、見送りになっただけ。
委員長：議員⑥が、言漏らしたことなどあれば、簡潔に述べよ。
議員⑥：詳しい話は、後日行いましょう。

【議員⑦に対する質疑】
（入室　着席　質疑開始）

委員：今回の調査要求は議決に基づいていないというのは認識しているか。
議員⑦：はい。いつもの議員活動と同じように行なったもの。
委員：今回の調査要求を提案したのは誰か。
議員⑦：皆での話合いで決定した。
委員：当日、報道陣をそろえて待ち構えていたのは、職員に心理的圧力をかけるためか。
議員⑦：そのような意図はない。
委員：期限内までに回答がなければ、百条委員会の設置動議を出すとほかの議員が言ったことは脅迫に当たると考えるか。
議員⑦：いいえ。
委員：議員には、市職員を呼出して調査を強要する権限があると考えるか。
議員⑦：どちらとは言えないが、真実を知りたいという思いでこういった行動となった。
委員：今回の調査要求は、職員への心理的圧力であり議員による権力の濫用や過剰な要求に当たると考えはないか。
議員⑦：そうではないと考える。
委員：今回の一連のことは、黒部市議会議員政治倫理条例第3条第7号に抵触すると思うか。
議員⑦：抵触しません。
委員：議員⑥は条例制定時議員ではなかったですね。
議員⑦：はい。
委員：条例内容は知っているか。
議員⑦：はい。
委員：今回の審査請求書には、議決に必要な有権者総数の1%の331人を超える812人分の署名が添えられ、この重みをどのように受け止めているか。
議員⑦：実際に確認していないので、何とも言えない。

委員：2点について伺う。「過剰な要求」、「威圧」があったと審査請求書に４点について記載されているが、事実と違うところがあるとお考えか。
議員⑦：まず1点目。過剰な要求ではない。２つ目は議員が、調査すべきものであるとのことだが、この内容は調査しようがないと思う。3つ目、通常の議員活動の時も、今の状況も1人である、最後４つ目、脅しではない。
委員：過剰な要求とあったが、質問権を使用して、真実を探る方法もあったと思うがどうか。
議員⑦：何事も信頼関係で行うべきもの。他に質問する事項があり、この事案に関して、持ち

時間を割くまでにはならなかったため。質問権で行わなくとも、何らかの回答がなされると考えていた。

委員：従来通り文書または口頭で済むのではと思う。報道陣を招き入れて、議会応接室で請求人に要求書を渡した意図は何かあったのか。文書だけでも事足りたのではないか。
議員⑦：結果として見たら公平性が保たれたのではと考える。
委員：次に、3 月 23 日までに再度、回答がなければ、百条委員会を設置すると述べられた意図は何ですか。
議員⑦：みんなで話合いで決めたこと。設置するかどうかは仮定の話であって、そういったことに答えられない。
委員：なぜ設置動議を出さなかったのか。
議員⑦：仮定の話には、お答えしかねる。
委員：この出さなかったことに対する、議員⑦はどう考えているかということ。
議員⑦：予算等の優先事項があったからではと考える。対立している状況ではないと考えた。
委員：動議を出すことによって、対立が生じるということか。
議員⑦：市民目線で考えるとそうなる。通常の議員活動で明らかにしていくべきだと思う。

委員：3 名が事前に申入れをしたことは知っていたか。
議員⑦：聞いていた。
委員：その後、再度、改めて、人数や報道をともなって行なったのはなぜか。
一度目は通常の議員活動の範疇だと理解できるが、再度、改めて、場所や人数を変更して申入れを行うことは、知っている限りない。
議員⑦：違和感は感じていない。予算に対する要望など複数で行うようなものと同様であった。
委員：百条委員会の設置の件で、設置動議を出すと報道、市民に向けて宣言があったのにも関わらず、当日、動議を出されなかった。これについてどう考えているのか。
議員⑦：仮定の話のため、回答できない。
委員：議会最終日に設置動議を出すのをやめた理由は、予算審議など優先すべきものがあるためとのことだが、その段階では、すでに審議はほぼ終えていて、議決のみが残されている状況であり、審議には影響出るはずがないが、その理由についてどう考えるか。
議員⑦：何らかの回答が得られるものと考えていただけ。

委員長：議員⑦は言漏らしなどあれば、簡潔にお願いする。
議員⑦：今までも、1 年生議員でもあり、慣例に倣うというか、今までこうやってこられた議員活動を見ながら、活動してきた。これもその延長線上だと考えている中で、今回この政倫審の審査されることになった。これは、今後の政治活動、議員活動に何らかの影響が出る恐れを懸

念する。今回の行動が問題視されるのは、よろしくないのではと思っている。
【議員⑧への質疑】
（入室　着席　質疑開始）

委員：議員⑧は当日入院中であったが、連名として調査要求書を提出したのはなぜか。
議員⑧：入院中に連絡を受けた。一連の意見を聞いて、判断した。
委員：電話でか。
議員⑧：そう。今日はたまたま、自宅に戻っていたため出席できた。
委員：どの議員から連絡を受けたのか。
議員⑧：議員①と議員⑥から受けた。その後他の議員にも私から連絡して、状況を確認した。
委員：どの程度の時間で内容確認されたのか。
議員⑧：数分程度。文面は病院に届けてもらった。内容確認の上、賛同した。

委員：審査請求書に記載される、４項目について、当日同席されていなかったが、事実と違う部分があるか確認したい。
議員⑧：ないと思います。違法ではないということ。
委員：過剰な要求である点や威圧だったという主張に対してどう考えるか。
議員⑧：最初に同意している。当日は同席していない。請求人がどう感じられたかは、わかりかねる。

委員：３月２３日までに回答がなければ、百条委員会を設置するという発言があったのだが、報告はあったか。
議員⑧：電話では「するかも」とは聞いていた。その後、報道に対して設置する可能性があることを言ったとの報告はなかったと思う。ただ、耳にしていた。予算が否決となるのであれば、そういったことをやっている場合ではないと考えていた。ただ、やるとなった場合でも、多分私は議場にいないと思うから、好きにすればとも思っていた。

委員：これまでの経過を踏まえ、議員には職員を呼び出して調査を強要する権限があるとお考えか。
議員⑧：当然あってしかるべきと考える。
委員：今回の件は、権力の濫用、心理的圧力による過剰な要求ではなかったか。
議員⑧：そう思わない。
委員：今回の一連のことは、黒部市議会議員政治倫理条例第３条第７号、地位を利用してハラスメント、ほかの者が不快に感じる言動または行為、嫌がらせ、威圧的な言動、過剰な要求、その他の人権を侵害する行為をしないことに抵触すると思うか。

議員⑧：受け取り側次第と考える。昔からこう言ったことはあった。今思えば、それはハラスメントだったのかとおもうこともある。
委員：この条例が制定された時、議員として在籍していましたね。
議員⑧：はい。
委員：署名数についてどう考えるか。
議員⑧：参考数字と考える。

委員：３月２５日に本会議に出席するつもりだったのか。
議員⑧：はい。
委員：ということは、予算の成立も、百条委員会の設置動議の可決も想定していた。と考えるか。
議員⑧：予算特別委員会で予算案が否決されたのを新聞報道で知っていた。これはあってはならないことだと思っていた。議会議決は多数決であるから、出席して、予算は通さなければと考えていた。でも結局出れなかった。もし、予算が否決されたら、仕方がないと思っていた。

委員：百条委員会設置の動議を出すことの報道はご覧になられていたのか。
議員⑧：ニュースは見ていない。
委員：設置動議の宣言をしたことは認識していたのか。
議員⑧：知っていた。
委員：異議はなかったのか。
議員⑧：政治は生き物。今日言ったことは明日ひっくり返ることもある。事実しかない。やると言ってやらないのもあり、やらないと言ってやるのもあり。どっちもありうる。成行に任せるのみ。

委員長：議員⑧は最後に言漏らしとうあれば簡潔に述べよ。
議員⑧：その当時、黒部市はもうちょっとレベルアップが必要と感じた。私もその一員だが、そう感じた。外から見ていて。